

平成29年2月臨時会(2月22日開会・閉会)

池田町議会会議録

平成29年2月池田町議会臨時会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号（2月22日）	
議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
事務局職員出席者.....	4
開会及び開議の宣告.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
町長あいさつ.....	6
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7
町長あいさつ.....	10
閉会の宣告.....	10
署名議員.....	13

池田町告示第4号

平成29年2月池田町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年2月14日

池田町長 齋 聖 章

1.期 日 平成29年2月22日(水) 午前11時

2.場 所 池田町役場議場

3.付議事件 1)池田町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について

応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	倉科栄司君	2番	横澤はま君
3番	矢口稔君	4番	矢口新平君
5番	大出美晴君	6番	和澤忠志君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	櫻井康人君	11番	立野泰君
12番	那須博天君		

不応招議員（なし）

平成 29 年 2 月 臨時町議会

(第 1 号)

平成29年2月池田町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成29年2月22日(水曜日)午前11時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案第1号 池田町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について、上程、
説明、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	倉科 栄司君	2番	横澤 はま君
3番	矢口 稔君	4番	矢口 新平君
5番	大出 美晴君	6番	和澤 忠志君
7番	薄井 孝彦君	8番	服部 久子君
9番	櫻井 康人君	11番	立野 泰君
12番	那須 博天君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麩 聖章君	副町長	大槻 覚君
教育長	平林 康男君	総務課長	中山 彰博君
会計管理者兼 会計課長	矢口 衛君	住民課長	倉科 昭二君
福祉課長	小田切 隆君	振興課長	宮崎 鉄雄君
建設水道課長	丸山 善久君	教育課長	藤澤 宜治君

總務課長 丸山光一君

事務局職員出席者

事務局長 大 蔦 奈美子 君 事務局書記 竹 内 佑 里 君

開会 午前 11時00分

開会及び開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

平成29年2月池田町議会臨時会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。各位のご協力をいただき、順調な議会運営ができますようよろしく願ひを申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年2月池田町議会臨時会を開会いたします。

なお、勝家保育課長、所用のため欠席との届け出がございました。

会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については言い間違えとして、議長において会議録の修文をさせていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（那須博天君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5番、大出美晴議員、6番、和澤忠志議員を指名します。

会期の決定

議長（那須博天君） 日程2、会期の決定を議題とします。

会期日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議願っております。

議会運営委員長から報告を求めます。

矢口稔議会運営委員長。

〔議会運営委員長 矢口 稔君 登壇〕

議会運営委員長（矢口 稔君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

先ほど開催されました議会運営委員会において、本平成29年2月議会臨時会の会期、日程等について協議いたしました。

本平成29年2月議会臨時会の会期は、本日2月22日の1日間とし、議事日程についてはお手元に配付のとおりといたしましたので、よろしくお願いたします。

以上、報告申し上げます。

議長（那須博天君） ただいまの委員長報告に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本臨時会の会期、日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙、会期日程案のとおり決定しました。

町長あいさつ

議長（那須博天君） 日程3、町長あいさつ。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 2月議会臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、寒さ厳しき折、また、何かとお忙しいところご出席をいただきまして、ここに2月議会臨時会が開催できますことを、厚く御礼申し上げます。

2月も下旬を迎え、日差しの強さなど春を感じる時節となってまいりました。

2月1日にはツルヤ池田ショッピングパークの地鎮祭が行われ、建設工事が本格化し、多くの重機が入り、急ピッチで工事が進められております。

町では、社会資本総合整備事業の工事が進められ、アップルランド跡地には新たな道路が姿をあらわし始めました。また、今年度中には、中学校のプールが取り壊される予定となっており、順調に事業が進められております。

鶴山地区では圃場整備が完了して、ブドウの作付を待っております。ハーバルヘルスツーリズム事業では、5つのハーブに関する担い手育成の専門講座を開催しましたが、思った以上の応募があり、関心の高さを感じました。町の変貌とともに希望を感じる状況となってまいりました。

反面、昨年発覚いたしました大麻事件では、町のイメージが大きく損なわれ、さらにネットの世界では、限界集落だの大麻を栽培しているなど誤った情報が流され、著しくイメージが傷つけられているという話も伺いました。町としましては、ホームページなどを通して誤った情報を正すとともに、イメージアップにつながるような情報発信に努めてまいります。

さて、本臨時会に上程いたします案件は、町行政組織の見直しに伴い、平成29年度から施行する池田町課設置条例の一部改正、1件であります。

御審議、御決定をいただきますようお願い申し上げまして、開会に当たってのごあいさつといたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（那須博天君） 日程4、議案第1号 池田町課設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第1号 池田町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、地方創生に向けた行政運営及び住民サービスの向上を目途に、課の再編成として、平成29年度4月1日から新たな組織として施行するものであります。

なお、今回の課設置条例の改正に伴い、地方自治法第158条の規定がされており、内部組織の設置に合わせて、その分掌事務についても条例で定めることとされており、それぞれの課の事務分掌についても条例に加えて規定しております。

第1条では、池田町課設置条例の一部改正として、課の名称及びこれらの課の分掌を変更したものであります。

また、第2条、池田町防災会議条例の一部改正、第3条、池田町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正、第4条、池田町子ども・子育て会議条例の一部改正では、それぞれ関連した名称等を変更したものでございます。

以上、議案第1号の提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御決定をお願い申し上げます。

なお、補足の説明は担当課長にいたさせます。

議長（那須博天君） 補足の説明を求めます。

議案第1号について。

中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、議案第1号の補足説明を申し上げたいと思います。

第1条は、池田町課設置条例等の一部改正でございます。ここでは、総務課、企画政策課、住民課、健康福祉課、産業振興課、建設水道課の6課とするものでございます。

課の改称につきましては、総務課から企画財政部門を分離し、町内横断的な機能強化を図りながら、地方創生に向けて推進するために、企画政策課を新設しております。また、健康・福祉を一体化した福祉の町づくりを目指すための福祉課を健康福祉課に改め、振興課を、花とハーブなど町の産業振興を推進するために産業振興課と改称しております。

第2条では、6課の事務分掌を課の統廃合に伴いまして、改めた内容となっております。

また、今回の改正では、課の設置条例の改正に伴いまして、課の名称等の変更を要します条例に関しまして一部改正を行っております。

適用条例につきましては、第2条、池田町防災会議条例、第3条の池田町予防接種健康被害調査委員会条例、第4条、池田町子ども・子育て会議条例でございます。

附則では、第1項におきまして本条例の施行期日を平成29年4月1日とし、2項、3項では、総合計画及び都市計画の各審議会条例に企画政策課として一部改正を行ったものでございます。

補足の説明は以上でございます。

議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了します。

議案第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

矢口議員。

3番（矢口 稔君） 一点、お願いをいたします。

先ほど、全協で細かい点についてはご説明いただきましたので結構でございますけれども、要するに、組織改正、いわゆる甕町制始まって以来の大きな改正点ではあるかとは思いますが。

いま一度、この組織改正に向けて町長の意気込みをお願いいたします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今までにない大幅な改正になろうかと思えます。現場の若干の混乱はあるかなと思えますが、いずれにいたしましても、町の方針を遂行するために各課細分化と、また統合という部分もあります。

以前にもやってはきましたけれども、横断的な本当に風通しのよい組織にしていくと、組織になるというイメージを私も描いておりますし、また専門化することによって、専門分野の掘り下げといえますか充実が図られていくのだらうと思えます。

私は大いに今回の組織、名前ばかりではなくて、また人の動きだけではなくて、内容の充実というところに大いに力を注いでまいりたいと思えますので、ご理解をよろしく願いいたしたいと思えます。

以上です。

議長（那須博天君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第1号について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して、賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第1号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

町長あいさつ

議長（那須博天君） 町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 2月臨時議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま提案いたしました議案につきまして、御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

国は基礎自治体の力量を求めており、補助事業申請など、短期間で対応することが当たり前となっております。

今後、地方創生の推進とともに、常に池田町のあすを見据えながら、限らない町民の皆様のお託しにお応えできるよう、全職員が一丸となり、新たな気持ちでスタートを切ってまいりたいと考えます。

結びに、暦の上では立春を迎えましたが、本当の春らしさを感じられるのはもう少し先でございます。議員各位におかれましては、健康に十分御留意され、御活躍されることを御祈念申し上げまして、2月臨時議会閉会のごあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（那須博天君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成29年2月池田町議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 11 時 13 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年2月22日

議 長 那 須 博 天

署 名 議 員 大 出 美 晴

署 名 議 員 和 澤 忠 志

平成 2 9 年 2 月臨時会処理結果一覧表

(29 . 2 . 22)

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
議 案 第 1 号	池田町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について	29 . 2 . 22	町 長	29 . 2 . 22	原案可決